⑷　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
⑸　北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑹　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒060―8506 札幌市中央区北２条西19丁目
北海道開発局札幌開発建設部契約企画課上席契約専門官　一條　浩輝　電話011―611―0269
⑵　電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
上記３⑴の問い合わせ先に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑷　電子入札システムによる入札書類データ（証明書等）の受領期限及び紙入札方式による証明書等の受領期限　平成23年４月18日12時00分
⑸　電子入札システムによる入札書及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成23年５月９日12時00分
⑹　開札の日時及び場所　平成23年５月10日14時00分　北海道開発局札幌開発建設部入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　電子入札システムにより参加を希望する者は、入札書類データ（証明書等）を所定の受領期限までに上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Kitamura, Director of Sapporo Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be leased : Multifunction Machine in the area of Sapporo Development and Construction Department : 15 sets
⑷　Lease period : From 1 June 2011 through 31 May 2015
⑸　Lease place : The place specified by the Obligating Officer
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting
②　have Grade A or B in terms of the qualification for participating in tenders of the “offer of services etc.” by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido region in the fiscal year of 2010・2011・2012
③　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
④　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑤　not be currently under suspension of nomination by Director-General, Hokkaido Regional Development Bureau
⑥　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 p.m. 18 April 2011
⑻　Time limit for tender : 12 : 00 p.m. 9 May 2011
⑼　Contact point for the notice : Hiroaki Ichijyou, Senior Officer of Contracts Division, Contracts of River, Products and Services Division, Sapporo Development and Construction Department of Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 19, Kita 2, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8506, Japan TEL 011―611―0269

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年３月18日
支出負担行為担当官
気象研究所長　伊藤　秀美
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08
○気研第２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　気象研究所で使用する電気の調達　契約電力1,750kW
予定使用電力量9,677,351kWh（電子入札対象案件）
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　使用期間　平成23年７月１日から平成24年６月30日
⑸　需給場所　気象研究所
⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価、同一月内においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月内においては単一のものとする。）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当所が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
また、落札決定に当たっては入札書に記載された金額（総価）に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、証明書等の提出・入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願いを提出しなければならない。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っているものであること。